

〈2017 年度後期公開講座〉

「企業責任と消費者法」
これからの消費者法
— 21 世紀型市民・企業・消費者のありかた

開催日：2017 年 10 月 28 日

場 所：京都女子大学 C501 教室

講演者

山 下 友 信（同志社大学法科大学院教授）

野 村 修 也（中央大学法科大学院教授）

片 山 登志子（弁護士（大阪弁護士会））

コーディネーター・司会

志津田 一 彦（京都女子大学法学部教授）

桜 沢 隆 哉（京都女子大学法学部准教授）

演題

企業不祥事と株主代表訴訟（山下友信教授）

企業不祥事と消費者法（野村修也教授）

消費者訴訟等をめぐる消費者の新たな取組（片山登志子弁護士）

ミニディスカッション・質疑応答

これからの消費者法—21 世紀型市民・企業・消費者のありかた

資料

ご挨拶

志津田 一 彦

皆様、こんにちは。

本日は、2017年京都女子大学の公開講座に多くの皆様にご参集くださり、心よりお礼申し上げます。

今日のテーマは、『企業責任と消費者法』でございます。

企業をめぐる利害関係者（ステークホルダー）には、株主、一般投資家、従業員、消費者、一般市民のほか、取引先、競争業者、知的財産権者、所属官庁、税務署、外国企業、外国人などが考えられます。企業とその利害関係者の間には、さまざまな法規制や裁判所が強制できないソフト・ローができておりますが、それらをいかに調和させるかが問題となります。

現代社会において、企業は、私たちの生活において、極めて重要な地位を占めております。その意味で企業不祥事は、最近も新聞等で取りざたされておりますが、私たちの生活に多大の影響を与えてきました。ここでは、企業不祥事について、会社法と消費者法の視点から、最近の重要な問題点などにつつまして、再吟味するべく、この分野のまさに第一線で活躍してこられました、また活躍しておられます山下友信先生、野村修也先生、片山登志子先生の3先生をお呼びしております。

山下友信先生は、東京大学法学部教授をご退官の後、同志社大学法科大学院教授として勤めておられ、現在国会で審議中の「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」に関する法制審議会の部会長、日本海法学会理事長などの要職を数多く歴任されております。また、有斐閣の六法全書、ポケット六法の編集代表も務めておられます。

野村修也先生は、中央大学法科大学院教授であり、森・濱田松本法律事務所弁護士で、法制審議会幹事として会社法の成立などに尽力され、金融庁金融審議会委員、内閣府経済財政諮問会議専門委員などの行政官庁の各種委員や、新司法試験委員として長年要職に就かれた一方、日本テレビ、読売テレビ、TBS、テレビ朝日など各局のコメンテーターとしても、極めて幅広く活躍しておられます。

片山登志子先生は、京都大学法学部ご卒業後、大阪弁護士会に所属され、消費者庁消費者安全委員会委員や、企業の社外取締役、国立循環器病研究センターの監事（役員）などを歴任しておられます。また、特定非営利活動法人消費者支援機構関西（KC's ケーシーズ）の副理事長なども務められ、最前線で活躍しておられます。

本日は、まず、第1部で、山下先生に、「企業不祥事と株主代表訴訟」、野村先生には、「企業不祥事と消費者法」、片山先生には、「消費者訴訟等をめぐる消費者の新しい取組」という論題で、ご講話をいただきます。

第2部では、皆様方のご質問などにもお答えしながら、「これからの消費者法—21世紀型市民・企業・消費者」のテーマについて、ミニディスカッションを通して皆様方と共に考えてみたいと存じます。

なお、第1部と第2部の間の休憩時間に、予め配布させていただいております質問票を回収させていただきます。第2部が開始されるまでに、質問のある方は、質問票にご記入の上、係員にお渡しください。

では、これから、公開講座の本題に入らせていただきます。